

## 東広島市立美術館アートギャラリー使用手続きのご案内

### 【アートギャラリー施設使用条件】

- 展示の内容は美術作品に限ります。
- 館内では指定された場所以外での飲食はできません。
- 植物、動物、生ものの展示、火気の使用、水、虫、カビ等付着の恐れのあるものの持ち込みはできません。
- 楽器の演奏や音楽を流すなど、音を出すことはできません。
- 壁面(展示パネル含む)の展示は専用のピクチャーレールを使用し、ワイヤーで吊り下げる展示に限ります。必ず額装、表装などした状態で搬入、展示ください。また作品を直に床に置いての展示はできません。貸出備品の展示台をお使いいただくか、十分に床面を養生のうえ、展示してください。
- 画びょう、釘など壁に穴があくもの、テープ類全般の使用はできません。  
(キャプション用の虫ピンは美術館で用意しますのでそちらをお使いください。)
- 搬入出はエレベーターのみ使用できます。階段を使用しての搬入出はできません。  
エレベーターの積載サイズは高さ 200 cm×奥行 135 cm 幅 87 cm までです。
- 営利目的での使用はできません。(作品、物品などの販売を含む)

### 1. 使用希望申込について

- (1) 申込の受付開始は使用可能期間の 12 か月前の月の 1 日からです。  
ただし、申込の受付開始初日には抽選会を行います。抽選会の詳細につきましては【4. 抽選会について】をご参照ください。
- (2) 抽選会に参加もしくは使用を希望する場合は事前に「美術団体等登録票」の提出が必要です。  
提出の詳細につきましては【3. 美術団体等登録票の提出について】をご参照ください。
- (3) 抽選会は事前に「美術団体等登録票」を提出いただいた団体(個人)のみ参加できます。当日提出での参加はできませんのでご注意ください。
- (4) 1 団体(個人)につき、1 期間でお申込みください。

### 2. 使用可能期間について

- (1) 使用可能期間は原則として月曜日の午後 1 時から翌週月曜日の午後 0 時までです。そのうち月曜日(休館日)は搬入搬出作業日ですので展示使用は火曜日から日曜日までです。ただし月曜日が祝休日の場合は翌平日が休館日になるため、使用可能期間が通常とは異なります。
- (2) 使用可能期間は抽選会実施日の前月上旬頃、ホームページにて公開します。
- (3) 市教育委員会主催の展覧会、特別展連動企画、保守点検などで使用できない期間がございます。

### 3. 美術団体等登録票の提出について

- (1) 団体登録(無料)は事前に美術館の受付窓口でお手続きいただくか、美術館のホームページ(<https://hhmoa.jp/>)より「美術団体等登録票」をダウンロードし、ご記入のうえ美術館にご持参、もしくは郵送でご提出ください。
- (2) 「美術団体等登録票」は、参加する抽選会実施月の前月 25 日(休館日に当たる場合は翌営業日)までにご提出ください。
- (3) 来館での受付時間は、開館日の午前 9 時～午後 4 時までです。
- (4) 提出は 1 団体(個人)につき 1 枚です。

- (5) 団体登録（無料）は団体使用、個人使用どちらの場合も必要です。また、登録をしている団体主催ではない使用の場合は別途主催団体の団体登録が必要です。
- (6) 登録を受け付けた団体（個人）には後日「美術団体等登録票」の控えと団体登録番号カードを郵送いたします。抽選会受付、施設使用時等に必要となりますので大切に保管してください。
- (7) 登録した内容に変更が生じた場合は速やかに変更手続きをお願いします。
- (8) 施設の使用規則や条件を確認、了承いただけない場合は登録できないことがあります。
- (9) 「美術団体等登録票」にご記入いただいた情報は施設使用状況を確認するため、東広島芸術文化ホールくららと共有する場合があります。

## 4. 抽選会について

- (1) 抽選会日時:毎月1日（1月は5日に実施） 受付開始 午前9時05分～ 抽選会開始 午前9時30分～
- (2) 抽 選 会 場:東広島芸術文化ホールくらら内（詳細はホームページでお知らせいたします。）  
※くらら、美術館には駐車場はございません。市営西条岡町駐車場（有料）をご利用ください。
- (3) 9時30分には抽選を開始いたします。9時30分を過ぎますと抽選会にはご参加いただけませんので時間に余裕をもってお越しください。
- (4) 抽選会は1団体（個人）、1期間のお申込みに限ります。
- (5) 必ず使用する団体の代表者か実務責任者の方がお越しください。
- (6) 抽選会当日に受付票を記入していただきます。受付票には展覧会名、展示作品内容（絵画〇〇点など）の記入がごございますのであらかじめご準備ください。
- (7) 予約した施設は申込団体以外使用できません。（他の団体等へ使用権利の譲渡は出来ません。）
- (8) 原則、抽選会当選後のキャンセルはできません。
- (9) 抽選会当日は必ず印鑑をお持ちください。
- (10) 抽選会で使用が決定した後は「東広島市立美術館使用許可申請書」の提出をお願いします。
- (11) 「東広島市立美術館使用許可申請書」には展覧会名、展示作品の点数、入場料徴収の有無（有料の場合はその料金）などをご記入いただきますのであらかじめご準備ください。

## 5. 抽選会で空き期間が出た場合について

- (1) 抽選会実施日の翌営業日以降に、空き期間を含めた抽選会結果をホームページにてお知らせします。
- (2) 空き期間が出た場合の申込方法は以下のとおりです。
  - ・空き期間の申込は来館による先着順でのみ受付いたします。
  - ・電話、FAX、メール、郵送での申込、仮押さえはできません。
  - ・空き期間へのお申込の場合も事前に団体登録が必要です。団体登録の詳細につきましては【3.美術団体等登録票の提出について】をご参照ください。
  - ・空き期間の使用を希望する団体（個人）は、直接美術館にご来館いただき「東広島市立美術館使用許可申請書」にご記入のうえ、お申込みください。
  - ・申込は団体代表者、もしくは実務責任者の方がお手続きください。
  - ・「東広島市立美術館使用許可申請書」には展覧会名、展示作品の点数、入場料徴収の有無（有料の場合はその料金）などをご記入いただきますのであらかじめご準備ください。
  - ・申込には印鑑をお持参ください。

## 6. 使用料の支払い

- (1) 「東広島市立美術館使用許可申請書」を提出していただいた後、請求書を発行します。  
請求書発行から 14 日以内に現金を当館までお持ちいただくか、銀行振込でお支払いください。

(銀行振込の場合)

- ・振込手数料は使用者の負担になります。
- ・必ず団体登録した名義でお支払いください。

※振込後、確認のため当館までお電話でご連絡をお願いします。

- (2) 既納の使用料は原則お返しできません。  
(3) お支払い期限までに使用料の入金が確認できない場合、施設の予約は無効となりますのでご注意ください。  
(4) 使用料の入金確認後、領収書を発行し、後述の「東広島市立美術館使用許可書」と同送いたします。

## 7. 使用許可書の発行

使用料の入金確認後、「東広島市立美術館使用許可書」を発行し、「美術団体等登録票」でご記入いただきました文書の送付先の住所に郵送いたします。

万が一使用料金を支払ってから 1 か月以上お手元に届かない場合はお手数ですが当館までお問い合わせください。

「東広島市立美術館使用許可書」は施設を使用する当日に証明書として確認させていただきますので大切に保管しておいてください。※「東広島市立美術館使用許可書」は原則として再発行いたしませんのでご注意ください。

## 8. 使用前の打合せ

アートギャラリー使用期間の 1 か月前に美術館で打合せを行います。打合せの日程調整につきましては、事前に担当者からご連絡いたします。打合せまでに使用許可申請手続き完了後にお渡しする「アートギャラリー使用の手引き」をよく読んでおいてください。また、打合せ当日は事前にお渡しする使用計画に関する書類にご記入のうえ、必ずご持参ください。

## 9. 終了後の報告

使用許可申請手続き完了後にお渡しする「終了報告書」を使用終了日にご提出ください。

## 10. その他

館内の備品、機器等の不適切な使用や毀損、消防法等遵守事項に反する行為等が認められた団体については、使用の取り消しや次回以降の使用申込を受け付けられない事がございますので、係員の説明を十分理解するとともに指示に従ってください。

※ご提出いただくすべての書類を修正する場合は二重線を引いたうえで訂正印を押してください。

修正液、修正テープの使用はしないでください。また押印に失敗した場合は重ならないように再度押印し直してください。

東広島市立美術館公式ホームページ

<https://hhmoa.jp/>



貸館に関するご質問等は公式HPのお問い合わせフォームでも受付けています。  
※書類の提出はできません。

【お問い合わせ・書類送付先】

〒739-0015

東広島市西条栄町 9 番 1 号

TEL:082-430-7117

東広島市立美術館 貸館担当

受付時間 火～日 午前 9 時～午後 5 時  
(来館の場合は午後 4 時まで)

※休館日 月曜日 年末年始  
(祝休日の場合は翌平日)